**経緯説明書**

20○年○月○日

○○○法律事務所

弁護士　○○○○　様

中嶋和貴　様

○○○○株式会社

○○○○　御中

株式会社○○○○お

客様相談室　御中

LINEビジネスαの商品購入から解約を要求するに至るまでの経緯を以下に記載します。

**2014年○月○日（○）**

○○○○氏からの電話勧誘（着信履歴の電話番号：○○○）を受け、送られてきた株式会社○○○○の決済リンクでカード決済しました。

その際、「特定商取引に関する法律」第18条に基づく書面の交付はありませんでした。

従って、クーリング・オフの行使に期限の定めがないことになります。

電話勧誘では、「収入と支出のネットで、月100万円は余裕で稼げます。」、「夏休みまでに借金を完済して、家族に海外旅行をプレゼントできますよ。」といった売り込みでしたが、LINEビジネスαのチャット･ルーム内における実績で、そのような人は皆無です。

この事実は、「特定商取引に関する法律」第12条の誇大広告の禁止に違反するとともに、「消費者契約法」第4条第2項により契約を取り消すことができ得る事案であることを意味しています。

黄色のマーカー部分

さらに、電話勧誘の際、下記、「LINE 利用規約」に違反して稼ぐ手法であることの説明はありませんでした。

LINE 利用規約

12. 禁止事項

12.8. 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（当社の認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、他のお客様に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為。

黄色のマーカー部分

**2014年○月○日（○）**

中嶋和貴氏と「コンサルティング業務契約書」を締結。

**2014年○月○日（○）**

黄色のマーカー部分

後日、川島さんのアフィリエイトセンターのＨＰを確認したところ、以下のような記載がありました。

**禁止事項**

**自己アフィリエイト**

アフィリエイト報酬目的で何度もご自身で登録された場合や、詐欺的な登録が疑われる場合、アカウントの削除、並びにこれまでの報酬を取り消しさせていただきますので予めご了承ください。

**特典付きアフィリエイト**

「このメルマガに登録してくれたら○○をつけます」と言う形で誘導した場合、アカウントの削除、並びにこれまでの報酬を取り消しさせていただきますので予めご了承ください。

黄色のマーカー部分

この件につきましても、「コンサルティング業務契約書」違反であるとともに、「消費者契約法」第4条第2項により契約を取り消すことができ得る事案です。

**2014年○月○日（○）**

Safari環境でiOS（iPhone、iPad、iPod touch）アプリをASP（Application Service Provider）に承認させるため、銀座のアップルストアに行き、店の人にSafari環境等について教えていただきました。

アップルストア

〒104-0061　東京都中央区銀座３−５−１２　サヱグサビル本館

TEL. 03-5159-8200

当時、私の場合、LINE経由でiOS（iPhone、iPad、iPod touch）アプリをダウンロードする子供がAndroidアプリと比較して圧倒的に多かったのですが、iOSアプリのASPによる承認状況は壊滅的な状態でした。有料スタンプ代が成果報酬なしで飛んでいきました。

チャット･ルーム内で、イトカンさん（コンサル生）がモバ8のiOSアプリ対策を情報共有してくださいましたが、他のASP対策については各自で実験を繰り返し、チャット･ルーム内でシェアするようにという指示でした。

LINEビジネスαのチャット･ルーム内では、コンサル生が試行錯誤して実践した内容を、チャット・ルーム内でシェアして作業を進めていました。

具体的には以下のような内容です。

（１）iOS（iPhone、iPad、iPod touch）アプリ対策

iOSアプリはAndroidアプリとは開発コンセプトが全く異なるため、ASPに承認させるのが難しく、みんな苦労していました。私も膨大な時間を浪費しました。

中嶋和貴氏から提供されたマニュアルには、iOSアプリ対策についての記載がなく、コンサル生が試行錯誤して得た内容をLINEビジネスαのチャット･ルーム内でシェアし、作業を行っていました。

（２）フィルタリングサービス等に対する対策

子供がスマホの契約をする際、通常は下記のフィルタリングサービス等に加入します。

SoftBank ウェブ安心サービス（フィルタリングサービス）

<http://www.softbank.jp/mobile/service/web_safety/>

NTT docomo アクセス制限サービス

<https://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/access_limit/about/>

au 安心アクセスサービス

<http://www.au.kddi.com/mobile/service/featurephone/safety/anshin-access/>

このフィルタリングサービス等に加入したスマホは、WiFiに繋ぐとアプリのASPタグを設置したブログにアクセスすることはできますが、アプリをダウンロードしてもASP側でシステム認識されないという現象が生じます。つまり、成果報酬が発生しません。

私の場合、LINEで集客したほとんどの子供がフィルタリングサービス等に加入していました。中嶋和貴氏から提供されたマニュアルには、フィルタリングサービス等に対する対策について十分な記載がありませんでした。コンサル生にLINEビジネスαのチャット･ルーム内でシェアさせていただき、試行錯誤しながら作業を行っていました。結果として、膨大な時間を浪費しました。

（３）子供からの不正申請への対策

アプリをダウンロードしていないにもかかわらず、アプリをダウンロードしたと偽ってスタンプ申請をしてくる子供がいました。その対策について、中嶋和貴氏から提供されたマニュアルには十分な記載がありませんでした。そのため、コンサル生が試行錯誤して得た内容をLINEビジネスαのチャット･ルーム内でシェアし、作業を行っていました。

実際に自ら1円も稼いだことがない方法をコンサル生に実践させるとはとんでもない話です。「消費者契約法」第4条第2項により契約の取り消しを要求しうる事案です。実際に稼いだ実績のない人と「コンサルティング業務契約書」を締結するような人はいません。「消費者契約法」第4条第2項によっても契約を取り消すことができ得る事案でもあります。

**2014年○月以降　活動停止**

私は○月中旬以降、活動を停止しています。活動を停止した背景には、下記のような状況がありました。

（１）中嶋和貴氏のコンサルティング内容への不審

○月○日に契約してから、わずか1ヶ月程度の中で、無料オファーからアプリのダウンロードに方針が変わり、さらに、LINEやBlogの証拠隠滅作業までさせられました。もうこれ以上、ついていく気がしなくなりました。

また、LINEビジネスαのチャット･ルーム内での中嶋和貴氏の言動はマニュアルと自己矛盾しており、信用できません。さらに、講師陣の対応もあきれはてた内容でした。

（２）ASPの規約違反

中嶋和貴氏から提供された子供にアプリをダウンロードさせて稼ぐマニュアルには、インセンティブ付与を禁止している案件は取り扱わないようにという注意喚起が明記されていました。

中嶋和貴氏から提供されたマニュアルで推奨されていたASPは、以下のとおりです。

・Moba8

・アクセストレードモバイル

・リンケージ

・SmartC

これらのASPの規約（抜粋）は、以下のようになっています。

・Moba8

禁止行為

自らの利益などを目的として、自分で広告をクリックすることや、第三者と協力して広告をクリックすること。

・アクセストレードモバイル

パートナーが、不正な手段または不当な目的で、自己もしくはパートナーの関連当事者が成果報酬を獲得するため、架空の、もしくは意図的に成果の対象数を増加させる行為を行ってはならないものとします。

・リンケージ

サイト会員は、会員サイトにおいて以下の行為を禁止する。① 広告報酬を目的として、成果報酬へつながる行為を強要、嘆願する表現をする② 広告主の意図していない方法での誘導をする、・・・以下省略。

・SmartC

第15条 （禁止行為）

媒体者は以下に定める禁止行為を行ってはならない。

（省略）

2. 成果報酬行為の依頼

広告主のWEBサイトの紹介・広告とは無関係に、もっぱら成果報酬を獲得するため、ユーザにクリックすることを強要・嘆願・依頼すること、及びユーザに誤解を与えるような情報を媒体者サイト上に掲載すること。

3. 虚偽行為

媒体者が、自らあるいは第三者と共謀して、あたかも成果報酬対象となる行為が発生したかのように装うなど、不正な行為を行うこと、その他、広告目的及び本サービスの趣旨を外れたクリックや注文、登録が発生した場合等の不当に成果報酬を得る目的とみなされる行為。 以下、省略。

黄色のマーカー部分

（３）LINEの規約違反

LINEはビジネス利用を規約で禁止していますが、電話勧誘の際、商用利用禁止規約に違反して稼ぐ手法であることの説明は一切ありませんでした。

コンサル生の中からLINEアカウントを削除される被害者が出始めたことから、今後のコミュニケーション手段としてLINEアカウントを確保しておきたかったため、一旦、LINEを自主的に退会しました。

子供からキック・バック要求があったため、いつ通報されてもおかしくない状況でした。

（４）子供からのキック・バック要求

当時、LINEビジネスαのスキームを察知した子供から、電子マネーのキック・バック要求がありました。有料スタンプ1つに対し、アプリを5つダウンロードさせると、金額換算で儲けすぎだという趣旨の主張でした。子供相手に、非常に恥ずかしい思いをしました。

子供に足元をみられるような手法で長期間稼ぐことは、モチベーションが続きません。

黄色のマーカー部分

**2014年**○**月**○**日（**○**）**

LINEビジネスαのチャット･ルーム内で、Step1～Step5の概要説明がありました。

特に、Step5は将来的にInfotopで商材を販売するという構想であり、現時点においては具体的な商品はありません。

この事実は、「特定商取引に関する法律」第12条の誇大広告の禁止に違反するとともに、「消費者契約法」第4条第2項により契約を取り消すことができ得る事案であることを意味しています。

また、中嶋和貴氏の情報商材を作為的に錯誤購入させて利益を搾取する、詐欺行為（「刑法」第246条）にも該当します。

黄色のマーカー部分

他、「支払停止の抗弁書」作成費用、相当な作業時間（機会費用）などが発生しています。

以上、全く稼げていません。

以上を踏まえ、

「特定商取引に関する法律」第18条に基づく書面の交付がなかったことを踏まえ、クーリング・オフを要求します。

「特定商取引に関する法律」第12条、第19条、「消費者契約法」第4条第2項及び「民法」第95条により、契約の取り消しを要求します。

「コンサルティング業務契約書」違反により、契約の取り消しを要求します。

当方に商品代金30万円の返金を要求します。

黄色のマーカー部分

以　上